

## 第1編 民法総則

### 第1章 民法序論

掲載問題なし。

### 第2章 自然人（権利の主体）

#### 問題1

☐☐☐

行書  
H24-27-1

胎児に対する不法行為に基づく当該胎児の損害賠償請求権については、胎児は既に生まれたものとみなされるので、胎児の母は、胎児の出生前に胎児を代理して不法行為の加害者に対し損害賠償請求をすることができる。

#### 問題2

☐☐☐

国総  
H28-20-1

人は出生の時から権利能力を取得するため、原則として胎児には権利能力がないが、不法行為による損害賠償請求、相続及び遺贈に限り、胎児は、既に生まれたものとみなされ、権利能力を有する。また、権利能力は、死亡したときのほか、失踪宣告の手続を経ることによっても消滅するが、失踪宣告を受けた者が後に生存していることが判明した場合は、当該宣告は、当然に効力を失うため、取り消す必要はない。

#### 問題3

☐☐☐

国総  
H28-20-3

成年被後見人のした法律行為は、たとえ当該行為が成年被後見人の同意を得てした行為であっても、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、成年被後見人の同意を得た場合に限り、成年被後見人が単独で有効にすることができ、当該行為を取り消すことはできない。

#### 問題4

☐☐☐

国総  
H28-20-5

制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。制限行為能力者がそのことを黙秘していた場合、単に黙秘していたのみでは「詐術」に当たらないが、制限行為能力者の他の言動などとあいまって、相手方を誤信させ、又は誤信を強めたものと認められるときには、「詐術」に当たるとするのが判例である。

#### 問題5

☐☐☐

国総  
H20-19-2

意思能力とは、自分の行為の法的な結果を認識し判断することができる能力であり、私的自治の原則の下では、意思能力のない者が行った法律行為は無効であって、民法もその旨を規定している。

**解答1 ✕** 721条は、「胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなす。」と規定する。もっとも、判例は、胎児の代理人に関する規定は存在しないので、母その他の親族が、胎児の出生前に胎児を代理して不法行為の加害者に対し損害賠償請求をすることはできないとしている（大判昭7.10.6）。

**解答2 ✕** 前段は、原則として、人は出生によって権利能力を有するが（3条1項）、例外的に、不法行為の損害賠償請求につき721条、相続関係につき886条・965条が権利能力を認めるため、正しい。後段は、失踪宣告がなされ、その後本人が生きていることが発覚した場合、失踪宣告を取り消さなければならない（32条1項）。また、失踪宣告があっても、権利能力を喪失することはない。以上のことから、後段は誤りである。

**解答3 ✕** 設問前段については、成年後見人には同意権は無く、同意を得たとしても取り消しうるので、正しい（9条本文）。設問後段については、「日用品の購入その他日常生活に関する行為」については、単独で有効に行うことができるとされており、成年後見人の同意も不要であるため、誤りである（9条ただし書）。

**解答4 ○** 21条は「制限能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。」と規定する。したがって、設問前段は正しい。また、最判昭44.2.13は、無能力者（注：現在の制限行為能力者）が、無能力であることを黙秘していた場合でも、他の言動とあいまって、相手方を誤信させ、又は誤信を強めたときは、「詐術」に当たるとし、一方で、単に無能力者であることを黙秘しただけでは「詐術」に当たらないとした。したがって、設問後段も正しい。

**解答5 ○** 意思能力とは、自分の行為の法的な結果を認識・判断することができる能力であり、3条の2は、「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。」と規定する。